



2020年9月16日

各 位

会 社 名 アサヒ衛陶株式会社
 代表者名 取締役社長 町元孝二
 (コード：5341、東証第二部)
 問合せ先 取締役 企画管理部長 丹司恭一
 06-7777-2067

第三者割当による新株式、第4回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2020年8月31日開催の取締役会において決議いたしました、星野和也氏（以下、「星野氏」といいます。）、プラスワンホールディングス株式会社（以下、「プラスワン社」といいます。）、及び辛澤氏（以下「辛氏」といいます。）に対する第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本新株式に係る発行価額の総額（149,994,000円）及び本新株予約権に係る発行価額の総額（3,302,740円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式及び本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2020年8月31日に公表しました「第三者割当による新株式、第4回新株予約権の発行及び引受契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

（募集の概要）

【株式発行に係る募集】

(1) 払 込 期 日	2020年9月16日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 320,500株
(3) 発 行 価 額	1株につき468円
(4) 調 達 資 金 の 額	149,994,000円
(5) 資 本 組 入 額	1株につき234円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	74,997,000円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、以下のとおりに割当てる。 星 野 氏 106,800株 プラスワン社 64,100株 辛 氏 149,600株
(8) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

【新株予約権発行に係る募集】

(1) 割 当 日	2020年9月16日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	5,327個
(3) 発 行 価 額	総額3,302,740円（新株予約権1個につき620円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	532,700株（新株予約権1個につき100株）
(5) 調 達 資 金 の 額	300,016,640円（差引手取概算額：288,516,640円） （内訳）新株予約権発行による調達額：3,302,740円 新株予約権行使による調達額：296,713,900円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額（発行価額）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算

	額を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額	1株当たり 557円 (固定)
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	<p>第三者割当の方法により、以下のとおりに割当てる。</p> <p>星野氏 1,776個 (177,600株分)</p> <p>プラスワン社 1,065個 (106,500株分)</p> <p>辛氏 2,486個 (248,600株分)</p>
(8) その他	<p>① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。</p> <p>② 本新株予約権の行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日 (2020年8月31日) 時点における当社発行済株式総数の 10% を超えることとなる場合の、当該 10% を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>③ 本新株予約権の行使指示 割当先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、本契約により、株式会社東京証券取引所 (以下、「東京証券取引所」といいます。) において当社普通株式の連続する 20 取引日の終値の平均値が行使価額の 130% を超過した場合、当社は、当該 20 取引日の平均出来高の 20% を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <p>上記行使指示を受けた割当先は、原則として 5 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。</p> <p>④ 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から 1 年を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日 (以下、「取得日」といいます。) を決議することができます。当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>⑤ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>⑥ その他 前号各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>

以上